

子育て支援医療費助成制度の拡充について

4 月 1 日から、井手町、和束町の子育て支援医療（いわゆる㊿）について、次のとおり町単独分として拡充されることとなりましたのでお知らせします。

なお、今回の拡充により、対象患者（中学校卒業まで）は医療機関の窓口で一部負担金を支払う必要がなくなります。この制度の変更にともない、さくら色の受給者証（町単独制度）の裏面に一部負担金を支払う必要がない旨が記載され、また、白色の受給者証（京都府制度）には、その旨が記載されたシールが貼られますので、窓口での対応にご留意ください。
※前号にて、井手町の表記に誤りがありましたので、お詫びし、訂正いたします。

記

		入 院 外		入 院	
		負 担 金	給付方法	負 担 金	給付方法
井手町	0～3 歳未満	負担なし	白色の 受給者証	負担なし	白色の 受給者証
	3～小 6	負担なし	さくら色の 受給者証： 45261559	負担なし	
	中 1～中 3	負担なし		負担なし	さくら色の 受給者証： 45261559
和束町	0～3 歳未満	負担なし	白色の 受給者証	負担なし	白色の 受給者証
	3～小 6	負担なし	さくら色の 受給者証： 45261617	負担なし	
	中 1～中 3	負担なし		負担なし	さくら色の 受給者証： 45261617

診療報酬点数早見表速報版 正誤表

診療報酬点数早見表 4 月速報版に以下の誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

該当頁	項目	誤	正
P.39 下から 9 行目	<在宅患者訪問診療料>	ロ：①養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅，マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の患者	ロ：①養護老人ホーム（イの施設を除く），軽費老人ホーム（イの施設を除く），有料老人ホーム（イの施設を除く），サービス付き高齢者向け住宅（イの施設を除く），マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の患者